

令和4(2022)年度  
事業計画書

令和4年3月

一般社団法人 地域包括支援センターみよし



# も く じ

事業計画について .....	1
三次市地域包括支援センター事業計画 .....	1
1 運営方針 .....	1
(1) 地域で暮らす高齢者の生活を支えるため、地域で支え合う体制づくり(地域包括ケア)を推進します .....	1
(2) 積極的に地域に出て、高齢者とその家族の支援を行います .....	1
(3) 介護支援専門員への支援・助言を行います .....	1
(4) 高齢者福祉をはじめとする行政分野と連携し、問題解決に努めます .....	2
(5) 公正・中立の視点に立った業務運営を行います .....	2
(6) 個人情報適切な収集, 利用, 提供を図ります .....	2
2 職員配置 .....	2
3 具体的な取り組み .....	2
(1) 総合相談支援業務 .....	2
(2) 権利擁護の推進 .....	3
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント(地域包括支援ネットワークの構築) .....	3
(4) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり .....	5
(5) 指定介護予防支援事業所の取組 .....	6
(6) 広報活動 .....	6
具体的な事業の内容 .....	7
三次市障害者支援センター事業計画 .....	8
1 運営方針 .....	8
2 職員配置 .....	8
3 具体的な取り組み内容 .....	8
(1) 総合相談支援 .....	8
(2) 地域生活支援拠点事業 .....	9
(3) 権利擁護 .....	9
(4) 就労支援 .....	9
(5) ピア・サポート事業 .....	9

(6) 専門機関との連携 .....	10
(7) 社会生活を高めるための支援 .....	11
(8) 社会資源を活用するための支援 .....	11
(9) 情報発信・啓発活動 .....	12
(10) 災害対策 .....	12
具体的な事業の内容.....	13
三次市生活サポートセンター事業計画 .....	16
1 運営方針 .....	16
2 職員配置 .....	16
3 具体的な取り組み内容.....	16
(1) 相談支援事業 .....	16
(2) 住宅確保給付金申請受付.....	17
(3) 生活困窮者支援を通じた地域づくり.....	17
(4) フードバンク事業 .....	17
(5) 情報発信・啓発活動 .....	17

# 令和4年度一般社団法人地域包括支援センターみよし事業計画

## 事業計画について

一般社団法人地域包括支援センターみよしは、定款第2条の目的を達成するため、本事業計画に定める事項により、事業を推進します。

そのためには、専門機関及び地域住民との連携を基本に、法人内の障害者支援、高齢者支援、生活困窮者支援、それぞれの機関が同じ目的を共有し丁寧に支援していきます。

## 三次市地域包括支援センター事業計画

### 1 運営方針

三次市第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の基本理念に従い、「この住み慣れた地域で、しあわせを実感しながら住み続けられるまち みよし」を達成するため、次のとおり取り組みます。

#### (1) 地域で暮らす高齢者の生活を支えるため、地域で支え合う体制づくり（地域包括ケア）を推進します。

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域に暮らす高齢者の相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、住み慣れた環境の下で自分らしい生活を継続できるように支援します。そのために、介護保険サービスのみならず、保健・医療・福祉サービスや生活支援サービス、さらに地域の支え合い活動を含めた様々な社会資源を結び付け、各機関との連携を進めます。

また、地域において高齢者が生活するうえで解決すべき課題を一緒に考え、適切なサービスが切れ目なく提供される支援体制の整備（地域ケア会議等）に取り組み、ネットワークの構築を図ります。

#### (2) 積極的に地域に出て、高齢者とその家族の支援を行います。

高齢者宅への訪問や地域活動への参加により、センターの役割等を知ってもらうとともに、個別ケースの課題や支援から地域の社会資源やニーズを把握し地域住民や関係機関との信頼関係を築いていきます。その上で、地域における課題解決に向けて、取組を進めます。

#### (3) 介護支援専門員への支援・助言を行います。

介護支援専門員に求められる関係機関との連携やネットワークの構築、実践力向上、個別ケースの対応等への後方支援を三職種（社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師）がチームとなり取り組みます。

(4) 高齢者福祉をはじめとする行政分野と連携し、課題解決に努めます。

三次市高齢者福祉課とセンターとの定例連絡会議において、センターの業務、運営及び体制等に係る課題等の協議を行うとともに、高齢者福祉、障害福祉、生活保護、健康推進、消費生活関連等の様々な行政分野と連携して高齢者等の抱える問題の解決を図ります。

(5) 公正・中立の視点に立った業務運営を行います。

センターは、介護保険制度をはじめとする介護、福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、特定の事業者に対し不当に偏った活動を行うことなく、公正で中立性の高い事業運営を行います。

(6) 個人情報の適切な収集、利用、提供を図ります。

センターが取り扱う個人情報の重要性を認識するとともに、その適切な保護及び個人情報等関係法令を遵守するため、必要な研修を実施します。

## 2 職員配置

センターの業務（指定介護予防支援事業所を含む）を行うために、次の専門職員を配置します。また、市内を3つのブロックに分け（地区民生委員単位）、ブロックごとに専門職を配置した地区担当制としています。

(1) センター長	1名	（市から派遣）
(2) センター次長	1名	（市から派遣）
(3) 保健師	3名	（市から派遣）*兼務 認知症地域支援推進員2名
(4) 社会福祉士	4名	
(5) 主任介護支援専門員	11名	
(6) 介護支援専門員	4名	
(7) 事務職員	2名	
	合計	26名

## 3 具体的な取り組み内容

### (1) 総合相談支援業務

センターのすべての業務の入り口となるのが総合相談です。地域において安心して相談できる拠点としての役割を果たすため、高齢者等に関する多様な相談に応じた支援方法を検討し、適切な機関やサービス、制度の利用につなぐ等の支援を行います。また、継続支援が必要な場合はケース管理を確実にを行い、課題解決に向けて取り組みます。

#### ① チームアプローチ

センター内における三職種の相談員の専門性やチーム力を十分に活用し、併設の障害者支援センターや生活サポートセンターとも協働しながら迅速丁寧な包括

的支援を行います。

## ② 地域の実態把握による早期対応

各地区の民生委員児童委員協議会定例会やサロンへの参加等，様々な機会の活用により地域における関係づくりと実態把握を行うことで支援の必要な高齢者を早期に発見し，関係機関との連携を図りながら早期対応を行います。

## (2) 権利擁護の推進

支援者が不在の一人暮らしや認知症による判断能力の低下，家族の障害等により支援が必要なケース等高齢者を取り巻く環境は複合的な課題が重なり複雑化している状況があります。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう，権利を護るための支援を行います。

### ① 高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応の取組

虐待ケースにおいては迅速な対応が必要です。三次市高齢者福祉課や三次市権利擁護ネットワークとの連携により専門的見地から高齢者とともに養護者の支援も含め早期の解決を図ります。

また，研修会の開催により虐待防止についての理解を促し，早期の相談や通報につながるよう周知・啓発を行います。

### ② 成年後見制度等の普及・啓発の促進

認知症等により判断能力が低下した高齢者等の制度の活用など，高齢者の意思を尊重した権利擁護を推進します。そのために，パンフレット等の活用による相談窓口の周知や分かりやすい説明を行うことで成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の理解促進のための取組を進めます。併せて消費者被害を未然に防ぐため，啓発活動を行うとともに関係機関と連携して相談に応じます。

また実務者向けの研修を開催し，支援者のスキルアップにより適切な制度の利用へつなげます。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント（地域包括支援ネットワークの構築）

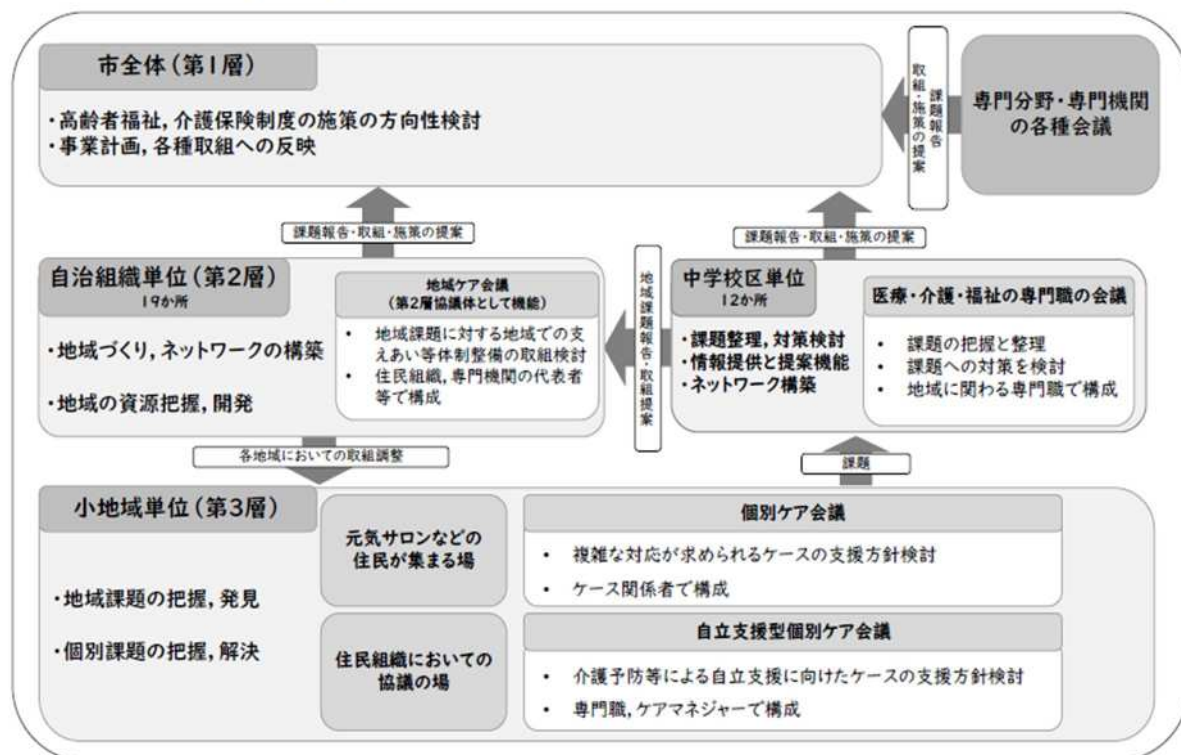
様々な生活課題を抱える高齢者等が，課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用しながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように，地域包括ケアシステムの構築をめざします。

### ① 地域ケア会議の機能充実

本市は改善の可能性がある軽度認定率（要支援1，2・要介護1）が高いことから，高齢者の自立支援や多職種の自立支援の視点向上につながる，※自立支援型個別ケア会議を市と連携して進めることで住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう取り組みます。また，支援に苦慮するケースの支援方法を検討する個別ケア会議も随時開催し，個別ケースの支援を通して地域や資源等の課題を抽出，整理し地域ケア会議等につないでいきます。

地域ケア会議については、引き続き概ね自治組織単位での設置や運営支援ができるよう三次市・社会福祉協議会と連携して取組を進めます。また、この取組を進めるうえでは、地域包括ケア推進連絡会議（三次地区医師会・三次市歯科医師会、社会福祉協議会・三次市・センター）やすでにある各地域に関わる専門職の会議を活用するなど効率的・効果的な実施を図ります。

【地域ケア会議の全体イメージ】



三次市第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画より抜粋

※自立支援型個別ケア会議

軽度認定者（要支援者）等改善の可能性のある対象者に対し、課題を明確化し多職種からの専門的な助言を得ることにより高齢者の自立や介護予防に向けた支援内容をケアプランに反映させ、高齢者の\*QOLの向上をめざす。

\*QOL（クオリティ オブ ライフ）とは、生活の質、生命の質の意味

② 地域包括ケアの啓発

現在取り組んでいる『「※これから手帳」活用講座』を関係機関等に周知し、サロンや老人クラブ、各地域等で引き続き開催していきます。高齢期を迎えても自分らしく暮らし続けるために、介護が必要になったとき、想いを伝えられなくなる前に、自分が望む暮らし方、大切にしていることなどを書き留めてこれからの生活を充実したものになるよう活用を広めていきます。

※これから手帳

高齢期を迎えても自分らしく暮らし続けるため、介護が必要になったときに自身が望む暮らし方、大切にしていることを書き留める手帳。これからの生活



を充実にしたものに変えていくもの（自立支援多職種ネットワーク推進会議作成）。

### ③ケアマネジャー（介護支援専門員）の質の向上

ケアマネジャー（介護支援専門員）には、利用者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門知識や技術、及び地域づくりへの参画が求められています。今年度も三次市や三次市介護支援専門員連絡協議会、居宅介護支援事業所と合同で新型コロナウイルス等の感染症に配慮したオンライン等を取り入れた研修や事例検討会を開催し、スキルアップを図ります。また各関係機関とのネットワークの強化を行います。

### ④ケアマネジャー（介護支援専門員）との連携と支援

市内のケアマネジャー（介護支援専門員）が支援に苦慮するケースや高齢者虐待ケース、活動上抱える課題等に対する相談支援を行い、介護支援専門員連絡協議会とも連携し、研修会の開催やケアマネジャー（介護支援専門員）間及び多職種との関係づくりを深めます。

## (4) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

認知症の人ができる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、関係機関や地域との連携の強化に重点を置いて認知症ケア向上の取組を推進します。

### ①認知症の啓発と認知症相談の充実

認知症相談啓発用カードや認知症ケアパス、市広報、包括だより等を活用し、認知症の相談窓口の周知や早期の相談につながるよう市民への啓発を行います。また、かかりつけ医等の関係機関と連携した認知症相談を行い認知症の各段階に応じた早期からの支援を行うとともに、相談内容の分析による課題整理を行います。

また、認知症初期集中支援チームや介護予防・認知症予防の取組と連携し、早期発見・早期対応のための相談支援体制を充実していきます。

### ②認知症サポーター養成講座の開催

認知症の人や家族を温かく見守る応援者を増やすため、引き続き認知症サポーターを養成していきます。特に、小・中学生などの若い世代を対象とした養成講座を重点的に進めていくとともに、地域での活動に広がるよう取り組みます。

また、認知症サポーターの活動促進のため、その講師役であるキャラバン・メイトの活動支援を行います。

### ③認知症カフェ（虹色サロン）の推進

認知症の人や家族、地域の人、医療や介護に携わる人たちが気軽に交流や相談ができる場として認知症カフェ（虹色サロン）の立ち上げや運営を支援します。

三次市認知症カフェ認定事業の周知と共に、参加者を増やす取組や認知症カフェがない地域の実態に応じた立ち上げを検討します。

また、認知症カフェ実施者同士の交流会や研修会を開催し取組の充実を図ります。

#### ④認知症対策連絡会議の開催

認知症の人を支える保健、医療、福祉、介護及び生活支援の関係者が情報交換し、連携体制の構築をめざすことを目的とした、三次市認知症対策連絡会議を開催し、情報共有、課題抽出とその対策について検討していきます。

### (5) 指定介護予防支援事業所の取組

#### ① 自立に向けたケアマネジメントの強化

自立支援型個別ケア会議や研修会に積極的に参加することで、アセスメント力やマネジメント力の向上を図り、高齢者の有する能力に応じて自立に向けた支援が強化されるよう努めます。また、インフォーマルサービスを含めた適切なサービスにつなぐことにより介護予防や重度化防止を図っていきます。

実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との連携を図り、公正中立に行います。

#### ②地域課題や資源の抽出・整理

介護予防ケアマネジメントを通して、不足する資源や地域課題の発見に努め、さらには、地域ケア会議等の各種会議や今後の取組に反映していきます。

### (6) 広報活動

包括だよりの発行、ホームページやフェイスブックなどを通じて、広く情報発信を行います。

## 具体的な事業の内容

項 目		取組内容
総合相談	チームアプローチによる相談支援	ケースカンファレンスの定期開催 三職種やセンター連携による相談対応 関係機関との連携
	地域の実態把握による早期対応	民生委員児童委員協議会定例会や地域のサロン等への参加
権利擁護	虐待・困難ケースへの迅速対応	スキルアップに関する研修 コア会議・評価会議に基づく対応とケース管理
	成年後見制度の啓発・利用促進	包括だより・リーフレット等による啓発 スキルアップに関する研修
包括的継続的マネジメント	地域ケア会議の機能充実	自立支援型個別ケア会議への参画 地域ケア会議・専門職の会議・個別ケア会議の開催
	地域包括ケア啓発活動	これから手帳の活用講座
	ケアマネジャー（介護支援専門員）の質の向上	ケアマネジャーの資質向上に関する研修
	ケアマネジャー（介護支援専門員）との連携と支援	三次市介護支援専門員連絡協議会等関係機関との連携
認知症対策	認知症相談の充実	相談窓口の広報・啓発 関係機関との連携 相談内容の分析・課題整理
	認知症の正しい理解の推進	認知症サポーター養成講座 （年間400人以上） キャラバン・メイトの活動支援 認知症啓発月間での取組
	介護者支援の充実	認知症カフェ認定事業の推進
	関係機関との連携	認知症対策連絡会議の開催 認知症初期集中支援チームとの連携
支援指定事業所 介護予防	自立支援に向けたケアマネジメントの強化	内部スキルアップ研修（年4回） 自立支援型個別ケア会議への参加
	地域課題や資源の抽出・整理	プランチェック研修
広報	広報活動・情報発信	包括だより（年3回）8月・12月・3月 ホームページ・フェイスブック等の充実

## 三次市障害者支援センター事業計画

### 1 運営方針

「あなたと社会をつなぐ」を基本理念に、障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会を実現することにより、「障害のある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち」をめざすとともに、基幹相談支援センターとして、地域の相談支援体制の強化を進めます。

### 2 職員配置

社会福祉士、精神保健福祉士ほか、主任相談支援専門員、相談支援専門員、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、精神障害者支援の障害特性と支援技法研修修了者、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置します。

- (1) センター長 1名
  - (2) 主任 1名
  - (3) 相談支援専門員 5名
  - (4) 手話相談員 1名（三次市福祉保健部社会福祉課へ派遣）
- 合計 8名

### 3 具体的な取り組み内容

#### (1) 総合相談支援

障害者・児の総合相談支援機関として、市の障害者福祉の基幹的な役割を担います。

#### ①一般相談

障害者・児及び家族や養護者の生活を支えるために、さまざまな相談に対応します。対応にあたっては、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

地域生活支援拠点事業の実施にあたっては、中核機関として事前情報の把握や支援計画の作成等を行います。また、地域課題の解決に向け、三次市障害者支援ネットワーク連絡会議各部会の枠を越えた協議や取組を進めます。

#### ②計画相談支援

障害福祉サービスの利用に必要な「サービス等利用計画」の作成やモニタリングを行うとともに、ケア会議、ケース検討会議を開催し、公的サービスの不足する部分を地域資源の開発につなげていきます。

### ③相談会

「聴こえに困っている人の相談会」及び「知的障害者・児相談会」を、毎月1回実施します。

## (2) 地域生活支援拠点事業

障害者・児の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者・児の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において障害者・児やその家族の緊急事態に対応できる体制づくりを進めます。

## (3) 権利擁護

障害のある人一人ひとりが人間らしく生活するための大切な権利を守り、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ってもらうために「三次市権利擁護ネットワーク」とも連携しながら、障害者・児の権利擁護に努めます。

### ①虐待対応

昨今の障害者・児の虐待の多くは、様々な要因が複雑に絡み合っており、解決に向けて関係機関との連携は不可欠です。障害者虐待対応マニュアルに沿って、迅速な解決に向けて継続的な支援を行います。また、実践的な研修を実施し、職員のスキルアップを図ります。

### ②啓発活動

障害者差別の解消、障害の理解、合理的配慮につながる啓発・取り組みを、三次市障害者支援ネットワーク連絡会議「差別解消支援部会」を中心に関係機関・団体と連携し進めていきます。

## (4) 就労支援

就労支援事業所との日常的な連携や情報共有により、福祉的就労への支援と就労後の定着に向けた相談支援、あわせて一般就労へのステップアップも視野に入れた支援を進めます。

## (5) ピア・サポート事業

障害を持つ人の悩みは同じ障害を持つ人でなければ分からないことがあります。障害のある人自身がサポーターとして、ピアならではの安心感の中で悩みを聞き共に考えることにより、問題解決の方策をみつけたそうとするピア・サポーター活動を推進します。 \* 「ピア」とは、「仲間」という意味

### ①ピア・カウンセリング

ピアの立場から、障害者の個別のカウンセリングを行います。

### ②ピア・サポーターの養成

ピア・サポートフォローアップ研修を開催し、カウンセリング可能な人材を育てて行きます。

### ③ピア・サポートグループ「やまなみ」

障害者の互助組織ピア・サポートグループ「やまなみ」の運営、事業活動を支援し、「やまなみカフェ」の定期的な実施、「やまなみ通信」の定期的発行など、地域の障害者に情報を発信し、障害者自身の活動を広げていきます。また、他市町の実践を視察し、活動の充実をめざします。

## (6) 専門機関との連携

### ①三次市障害者支援ネットワーク連絡会議

「相談支援部会」「地域生活支援部会」「就労支援部会」「療育・発達支援部会」「差別解消支援部会」「医療的ケア児支援部会」の事務局を担う中で、関係機関との連携による課題解決や、研修会の実施による市内事業者のスキルアップなど、地域における障害者・児への支援体制の整備をめざします。

各部会だけでは解決できない課題については、「障害者支援ネットワーク連絡会議」で部会の枠を超えた協議・取り組みを進めるとともに、全体研修を開催し関係者全体のスキルアップをめざします。

### ②定期的な連絡会議

「障害者支援センター連絡会議」を毎月2回開催し、市社会福祉課、健康推進課、子育て支援課、こども発達支援センター、学校教育課と障害者施策の連携や個別ケースの情報共有による一貫した支援に取り組みます。また、「障害者就業・生活支援連絡会」に参加し、個別ケースの情報共有を図ります。

### ③発達支援

県北の支援者と連携し、発達障害の啓発や関係機関同士の連携の仕組みづくりを進めます。また、「療育・発達支援部会」を中心に乳幼児期から成年期までの一貫した支援をめざし、サポートファイルの活用を進めるとともに、発達に課題のある児童の保護者を対象に、ペアレントトレーニングを実施します。

## (7) 社会生活を高めるための支援

社会参加の場や活動の場として、次の事業を実施します。

### ① ソーシャルクラブ

障害者手帳の有無にかかわらず、全ての障害を対象に、グループ活動を通して社会参加のきっかけを作るとともに、個々の力の向上を図ることを目的として開催します。

### ②ハートフルサロン

在宅の精神障害者や社会生活が難しい方を対象に、グループ活動を通して社会生活や対人関係能力の向上を図ることを目的として開催します。

### ③スポーツ文化事業

障害者フライングディスク競技大会の開催や、スペシャルオリンピックス日本・広島三次支部の活動に参加することにより、障害者スポーツの普及啓発に努めます。

### ④精神障害者の支援

精神障害の理解や地域での支援をすすめるため、市民、当事者、家族を対象とした研修会を開催します。また、精神障害者ボランティアのスキルアップ研修を開催します。

### ⑤みんなの食堂

障害・高齢・貧困・虐待・子育てなど様々な課題を抱えた世帯を支援する「みんなの食堂」を毎月1回実施し、地域で生活するみんなが集う場、つながる場を提供します。

## (8) 社会資源を活用するための支援

### ①精神障害者ボランティア

精神障害者ボランティアの活動の場の提供を積極的に進めます。

### ②障害者年金

障害者年金の受給に必要な申請手続きを支援します。

### ③園芸福祉活動

花や野菜の栽培をとおして、世代間交流を進める中で、社会資源の開発をめざします。

## (9) 情報発信・啓発活動

### ①情報発信

「2022みよし障害者福祉サービスガイドブック」や「障害がある方とその団体（パンフレット）」を作成し、障害福祉サービスの利用促進や障害者団体の活動の周知に取り組みます。また、障害者週間（毎年12月3日～12月9日）にあわせた啓発活動に取り組みます。

### ②広報活動

「障害者支援センターだより」を定期で年4回発行するとともに、「増刊号」の発行や、YouTube、インスタグラム、ホームページを活用し、タイムリーな情報発信に努めます。

### ③手話通訳者の派遣

市福祉保健部社会福祉課に、手話通訳士資格職員を派遣し、コミュニケーション支援を行います。

## (10) 災害対策

三次市避難行動要支援者等連絡調整会議に参画し、障害者の避難行動の支援体制づくりを進めます。



## 具体的な事業の内容

事業名	主な対象・目的	実施時期・回数
総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス等生活全般の情報提供</li> <li>・サービス利用の助言, 利用申請援助</li> <li>・ケア会議のマネージメント</li> <li>・就業や年金相談</li> <li>・障害者虐待, 権利擁護及び差別解消法に関する相談</li> <li>・学習や余暇活動を通じた自立した生活の支援</li> <li>・障害児に関する相談</li> <li>・相談支援事業所訪問</li> </ul>	通年
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画の作成</li> <li>・サービス事業所との調整</li> <li>・計画アセスメント</li> </ul>	通年
障害支援区分認定調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の心身の状態を総合的に調査し, 障害支援区分認定に必要な資料の作成。 (軽度1～重度6段階)</li> </ul>	通年
地域生活支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の利用登録の推進</li> <li>・緊急時の受け入れ・対応</li> <li>・体験の機会・場の提供</li> <li>・専門的人材の確保・養成</li> <li>・地域の体制づくり</li> </ul>	通年
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用支援</li> <li>・障害者虐待対応</li> <li>・三次市権利擁護ネットワーク会議への参加</li> <li>・「差別解消支援部会」による啓発</li> </ul>	通年
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉的就労を中心に, 事業所紹介から体験への同行, 契約手続きの支援を行います。</li> <li>・一般就労については, 備北障害者就業・生活支援センターと連携して, ハローワーク, 庄原特別支援学校, 三次病院等との支援体制のもとに実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就業・生活支援連絡会 年6回開催</li> </ul>
ピア・カウンセリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の研修を受けたピア・サポーターが, カウンセリングを行います。</li> </ul>	通年
ピア・サポートグループ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピア・カウンセラー養成講座修了生による自主的な活動グループ「やまなみ」の活動を支援します。</li> <li>・やまなみカフェや会報発行等を支援することで, ピア・サポート活動の啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会 毎月第3土曜日開催</li> <li>・会報発行 年2回</li> <li>・やまなみカフェ 年2回開催</li> <li>・やまなみ公開講座 年2回開催</li> </ul>
ピア・サポーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピア・サポーターのスキルアップ研修を行います。</li> </ul>	年4回開催

事業名	主な対象・目的	実施時期・回数
精神障害者支援	・市民, 当事者, 家族を対象とした研修会を開催	年 5 回開催
みんなの食堂	様々な課題を抱えながら地域で生活するみんなが集う場, つながる場を提供します。	毎月第 4 火曜日
社会生活を高めるための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルクラブ 障害種別を問わず, ひきこもりやコミュニケーション障害等, 障害者手帳を所持してない方も対象に実施します。</li> <li>・ハートフルサロン (精神障害者社会復帰集団事業) 在宅の精神障害者や社会生活の難しい方等がグループ活動を通して社会生活技能の向上, 対人関係能力の改善を図るための集団活動を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルクラブ 毎週第 1~4 金曜日開催</li> <li>・ハートフルサロン 毎週第 1~3 火曜日開催</li> </ul>
精神障害者ボランティアの養成	・ボランティアを養成するためのスキルアップ研修を行います。	年 2 回開催
ボランティアの場の提供	・障害者ボランティアの登録者に, ソーシャルクラブ, ハートフルサロンの開催案内を送付しボランティアの活動の場を提供します。	年 12 回 (毎月)
障害者スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者フライングディスク競技大会」を三次市と共催します。</li> <li>・スペシャルオリックス日本・広島陸上競技会の開催を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フライングディスク大会 10 月開催予定</li> <li>・SON 日本・広島陸上競技会</li> </ul>
障害者・児団体との交流	・障害者・児団体の意見交換会開催, 交流事業を取り組めます。	年 1 回開催
障害者支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援協議会</li> <li>・障害者支援ネットワーク連絡会議 「相談支援部会」 「地域生活支援部会」 「就労支援部会」 「療育・発達支援部会」 「差別解消支援部会」 「医療的ケア児支援部会」</li> </ul> <p>各部会の分野ごとに, 障害者のニーズ把握や地域課題解決に向けて, 市, 各サービス関係事業者, 医療機関等との連携を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の枠を越えて, 課題解決に向けた取組を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援協議会 年 2 回程度開催</li> <li>・ネットワーク連絡会議 各部会毎に, 年 4 回~12 回開催</li> </ul>

事業名	主な対象・目的	実施時期・回数
聴覚障害者等 コミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者設置事業 市福祉保健部社会福祉課に、手話通訳者資格職員を派遣し、コミュニケーション支援を行います。</li> </ul>	通年
各種相談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴こえに困っている人の相談会 当事者，家族等の相談を受けます。 (相談員：身体障害者相談員)</li> <li>・知的障害者・児相談会 当事者，家族，保護者等の相談を受けます。 (相談員：知的障害者相談員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴こえの相談会 毎月第2土曜日</li> <li>・知的障害相談会 毎月第2日曜日 (要予約)</li> </ul>
園芸福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みよし園芸福祉ネットワーク」との活動の連携を図ります。</li> </ul>	通年
広報・社会啓発	<p>共生社会のまちづくりの推進をめざし、障害や障害者への理解を深めるための社会啓発事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者週間にあわせたパネル展</li> <li>・「みよし障害者福祉サービスガイドブック」の発行</li> <li>・「障害者支援センターだより」の発行</li> <li>・「広報みよし」を活用した啓発や情報提供</li> <li>・小学校等の福祉学習，啓発の推進 (手話指導)</li> <li>・障害者差別解消法の啓発の推進</li> <li>・ホームページ・CATV・YouTube・インスタグラムを活用した啓発や情報発信</li> <li>・みよし健康福祉まつりへの参加</li> <li>・三次商工フェスティバルへの参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パネル展 年1回開催</li> <li>・サービスガイドブック 年1回発行</li> <li>・センターだより 年4回発行</li> <li>・広報みよしを活用した啓発や情報提供 毎月</li> <li>・小学校等の福祉学習 年2回程度</li> <li>・当事者団体との交流</li> </ul>
障害者の避難行動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織などと連携し，個別支援計画の作成を進めます。</li> </ul>	・随時

# 三次市生活サポートセンター事業計画

## 1 運営方針

三次市生活サポートセンター（以下、サポートセンターという。）は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（以下、支援法という）の規定に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、事業の実施主体である三次市と連携し、地域における自立・就労支援体制を構築することを目的に各種支援事業を実施します。

事業の実施にあたっては、三次市福祉保健部社会福祉課をはじめ、三次市社会福祉協議会等各種関係機関と連携しながら進めていきます。

## 2 職員配置

サポートセンターの業務を行うために次の専門職員を配置します。

- |             |   |           |
|-------------|---|-----------|
| (1) 主任相談支援員 | } | 2名（兼務を含む） |
| (2) 相談支援員   |   |           |
| (3) 就労支援員   |   |           |

## 3 具体的な取り組み内容

日々の生活に困り事や不安を抱えている方に対して、ワンストップの相談窓口として相談を受け付け課題の整理を行い、その解決に向けて取り組むべき事項について必要に応じ計画を立て支援を行います。

生活困窮に至る過程には様々な要因があり、初回相談時にはすでに複合的な課題を抱えた相談者が多く見受けられます。従来の縦割りでの対応ではなくまずは幅広く相談を受け止め、その後に各課題に対し複数の適切な専門機関と連携を取り包括的な支援が展開できるよう調整を行います。

### (1) 相談支援事業

電話、来所のみならず積極的に訪問を実施し、支援の始まりである「入口支援」としての機能を発揮し、複合的な問題を抱える生活困窮者がスムーズに各種支援につながるよう取り組みます。

困窮脱却のためには、「入口支援」としてアセスメントとプランニングを担うサポートセンターから、具体的な支援を行う「出口支援」へ繋げる必要があります。支援法に基づいた支援の他、弁護士等の専門的な支援が必要なケース等も多く、その見極めを行った上で相談者に合った連携支援を模索し専門機関へ繋がった後のフォロー等を間断なく行います。

## **(2) 住居確保給付金申請受付**

離職などにより住居を失った方，または失うおそれが高く，一定の資産収入等に関する要件を満たしている方に対して，就職に向けた活動をするなどを条件に，一定期間家賃相当額を支給する住居確保給付金に関する相談及び申請の受付を行います。審査，給付は三次市の専権事項になっているため，三次市と適切に連携を行います。

## **(3) 生活困窮者支援を通じた地域づくり**

生活困窮者の早期発見や見守りを行うための関係機関とのネットワークの構築や，地域に不足する社会資源についての把握を行います。

## **(4) フードバンク事業（支援法による規定外の自主事業）**

緊急的かつ一時的に食料の確保ができなくなり生命が脅かされるおそれのある個人や世帯に対し，数日分の食料の提供を行います。その間に生活基盤の立て直しのための支援を検討し実施します。

## **(5) 情報発信・啓発活動**

ホームページやリーフレット，包括だより等の活用や地区民生委員児童委員協議会定例会等に参加し，生活困窮者の相談窓口の周知と支援制度について情報発信を行います。



一般社団法人地域包括支援センターみよし

〒728-0013

三次市十日市東三丁目 14 番 1 号  
三次市福祉保健センター内

三次市地域包括支援センター

TEL 0824-65-1146

FAX 0824-65-1132

メ-ル [miyoshi-houkatsu@woody.ocn.ne.jp](mailto:miyoshi-houkatsu@woody.ocn.ne.jp)

三次市障害者支援センター

TEL 0824-65-1131

FAX 0824-65-1132

メ-ル [support@p1.pionet.ne.jp](mailto:support@p1.pionet.ne.jp)

三次市生活サポートセンター

TEL 0824-65-1180

FAX 0824-65-1132

メ-ル [seikatsu-shien@p1.pionet.ne.jp](mailto:seikatsu-shien@p1.pionet.ne.jp)